

# 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

## 2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等<sup>(※1)</sup> の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備<sup>(※2)</sup> 及び 当該装置を用いて、  
降車時の①の所在確認



自動検知式



降車時確認式

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

## 3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、  
代替措置で可

＜代替措置の例＞

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日

令和6年4月1日

# 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 概要

### 1. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

### 2. 改正条文 ※幼保連携型認定こども園の場合

第二十九条の二 幼保連携型認定こども園においては、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### （参考）パブリックコメント概要

- 募集期間：令和4年11月9日（水）～12月8日（木）
  - 公表日：令和4年12月28日
  - 主な意見
    - ・園児等の所在確認の方法
    - ・経過措置期間の対応方法
    - ・安全装置の仕様
    - ・安全装置の装備に対する補助
    - ・バスを運行委託している場合の対応
    - ・職員配置基準の見直し
    - ・職員の研修
- など（内閣府7件、文部科学省7件、厚生労働省318件）

## 施行期日

令和5年4月1日（公布日：令和4年12月28日）